

令和5年2月17日

第33回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 令和5年2月17日(金) 午後2時00分
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 「あぶくま」
3. 出席委員 22名
4. 出席の委員
1番 栗原 武弘 2番 小山 正雄 3番 柴山 栄重
4番 吾妻 良博 5番 加藤 良子 6番 中村 謙一
7番 野崎 俊幸 8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵 14番 渡邊 正芳 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 22番 阿部 哲也 23番 穴戸 薫
24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 17番 関 健一 21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者
事務局 長 関根 卓也
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 副主査 菅野 貴裕
農地係長 阿部 三起夫 主事 引地 健人

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 非農地判定について
- 第8号 令和5年度 農作業賃金・農作業料金標準額について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長
会長
事務局長
議長
農地係長
議長
議長
農地係長
議長
農地係長
議長
議長
議長
議長

ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

17番 関健一委員、21番 齋藤貴裕委員より欠席の旨、届出がありました。
事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第33回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
12番：菅野善晴委員、24番：芳賀正寿委員を指名いたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の引地主事を指名いたします。
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
会期を本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。
議案を上程いたします。事務局議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(158件)】
合計158件、令和5年2月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。
議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転18件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の計21件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長3番(発言を求める。)
3番(発言を許可する。)

整理番号1番から3番についてご説明いたします。まず整理番号1番及び3番については空き家と共に取得する案件となります。2件ともに農地への進入は、空き家への進入路を利用する他ないため、許可相当と判断いたしました。また整理番号2番については、譲渡人が耕作できない申請地について、隣接地を耕作している譲受人が取得し、耕作の利便を図るものです。以上3件について許可相当と区域協議会では判断をいたしております。ご審議をよろしく願いいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長
農地係長

〔「異議なし」の声〕
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号2番、整理番号4番から3ページ9番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長
6番
議長
6番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長6番（発言を求める。）
6番（発言を許可する。）
整理番号4番から9番までの計6件についてご説明いたします。まず整理番号4番についてですが、譲受人が所有している農地に隣接する水路に沿って存在している土地です。今までは賃借をしていましたが、譲渡人より売買の申し出があったものです。続いて、整理番号5番の譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人は農作業が難しくなってきたため譲受人が新規営農開始ということで、すべての農地を継承するという案件です。整理番号6番についてですが、譲渡人は殆ど耕作をしていなかったため取得するという話になったようです。譲受人は田や果樹を幅広くやっておりますので、確実に耕作されるものと思われま。整理番号7番についてですが、譲渡人と譲受人は兄弟であります。相続で取得した農地で3年ほど前までは耕作しておりましたが、耕作を辞めたため、譲受人に取得してほしいと申し出た案件です。整理番号8番ですが、譲受人は数年前から大笹生周辺で、果樹畑を借りて耕作しております。調査書にも記載のとおり、従業員3名と繁忙期はパートタイマーを雇用し耕作をするようです。最後に整理番号9番についてですが、譲渡人は高齢になり耕作が難しくなったため、譲受人が取得する案件です。父親は認定農業者であり、梨やりんごを作付けしており、経営規模の拡大を図る案件でございます。以上6件については区域協議会にて問題なしと判断いたしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号3番、整理番号10番から4ページ12番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長
9番
議長
9番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長9番（発言を求める。）
9番（発言を許可する。）
整理番号10番から12番についてご説明いたします。整理番号10番について、計9筆の申請になりますが、親子間の使用貸借で引き続き水田として耕作をするもので、周辺農地に影響は無いものと考えられます。整理番号11番は譲受人の自宅付近に申請地があるため、所有権移転する案件です。整理番号12番についても譲受人の自宅東側に隣接している農地であり、耕作する者がいないため所有権移転で取得する案件です。以上3件について区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号5番、整理番号13番から15番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 18番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長18番（発言を求める。）
議長 18番	18番（発言を許可する。） 整理番号13番から15番までについてご説明いたします。いずれの申請も小さい面積であり、譲受人の耕作地に隣接しているということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。また整理番号13番は貸借の解約に伴い、耕作者がいなくなってしまうことから譲受人が取得することとなりました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 5ページの区域番号6番、整理番号16番から18番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 20番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長20番（発言を求める。）
議長 20番	20番（発言を許可する。） 整理番号16番から18番までの3件についてご説明いたします。整理番号16番につきまして譲受人は市外から通っての耕作となりますが、聞き取りしたところ基盤整備も進んでおり耕作しやすいため、取得したいとのことでした。整理番号17番についても16番の申請地と隣接している農地であるため、同様に取得するとのことでした。2件とも遊休化が進みつつある農地でしたので区域としては、是非耕作していただきたいということで問題なしと判断いたしました。整理番号18番については以前より譲受人が借りて耕作しておりましたが、譲渡人が高齢ということもあり、所有権を移転して耕作していくという案件です。以上3件につきまして、区域協議会では問題なしと判断いたしましたのでご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 農地係長	意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号7番、整理番号19番から6ページ21番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 22番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長22番（発言を求める。）
議長 22番	22番（発言を許可する。） 整理番号19番から21番までについては、いずれも所有権移転に関する案件です。整理番号19番20番については譲受人が同一であります。19番については譲渡人が野菜類や水田として耕作しておりましたが、軌道に乗ることができず耕作を辞める判断をした時に譲受人が取得したいと申し出た案件です。続いて20番についても譲渡人が定年退職後にりんごや野菜を栽培しておりましたが、野菜を栽培していた農地を所有権

移転するという案件です。譲受人については意欲的に周辺農地の集約に努めておりまして、今後も野菜類を中心に経営を進めるということで、区域協議会では問題なしと判断しております。整理番号21番について譲受人の自宅のすぐ近くということであり、水田を引き続き耕作していくとのことで問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から21番までの21件、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号1番についてご説明いたします。第3種農地に農家住宅敷地として自己転用する案件で周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号2番についてご説明いたします。農家住宅の拡張敷地ということで、周辺農地への影響も考えられないということから区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご

意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

議長書 の8ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件、地上権設定1件の計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号3番につきましては私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。1番、一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番から3番までについてご説明いたします。整理番号1番は譲渡人の息子の分家住宅の申請であり、母屋の隣の農地に建築するとのことで問題なしと判断いたしました。整理番号2番は一般貨物運送業を営んでいる譲受人が、昨年に転用許可を得て取得した駐車場敷地が必要としていた面積よりも狭いということで、隣接する農地を転用する案件でございます。第3種農地でもあり、周辺農地への影響もないものと判断いたしました。整理番号3番について譲受人は譲渡人の娘婿にあたりまして、宅地の一部が農地に越境していることが判明したため申請をする案件です。区域協議会では3件ともに問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 整理番号4番及び5番についてご説明いたします。整理番号4番について譲受人は譲渡

人の娘婿にあたりまして、現在の住宅の南東に当たる農地を取得し、駐車場のスペースを2台から4台に増やすという申請です。申請地周辺は住宅が密集しており、周辺農地に影響は無いものと判断いたしました。続いて整理番号5番をご説明いたします。申請地はもともとりんご畑でしたが現在は耕作しておらず、譲受人が露天駐車場及び資材置場敷地として賃借権設定をする案件です。周辺農地には影響なしということで、整理番号4番、5番ともに区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 9ページの区域番号4番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号6番につきましては譲受人の工事に伴う、露天資材置場の一時転用ということで区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号7番につきましては譲渡人の娘婿である譲受人が、住宅を建築するという案件で近隣農地にも影響を及ぼさないということで区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号8番についてご説明いたします。申請地周辺に農地はなく、数年前に譲渡人が相続で取得し保全管理だけはしていた状態です。太陽光発電敷地ということで周辺農地への影響もないということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議お願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番の8件、原案のとおり許可と決定いたします。
1番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
(入室、着席する。)

議長 議事を再開します。

農地係長 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
議案書の10ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番については、1月30日に事務局及び担当委員で現地調査を行った結果、既に山林化しており、農地への復旧は困難として区域協議会にて判断いたしました。
ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の11ページをご覧ください。議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
宜しくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番(発言を求める。)

議長 22番 (発言を許可する。)

22番 整理番号1番について、願出人は現在分家住宅の建築を計画しており、その中で農業用倉庫として利用していた建物が一部農地に越境していることが半明したため、それを是正するための証明願出となっております。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局より説明を求めます。

農地係長 議案書の12ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が19件、83,167㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

13ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番 (発言を求める。)

議長 3番 (発言を許可する。)

3番 整理番号1番については青果卸業を営んでいる利用権の設定を受ける者が、農地を借り受けて野菜類の栽培をするものです。既に伊達市でも1ha以上耕作しております。会社の方針として農場長等の栽培についての専門職員を設けて、生産活動しておりますので、問題なしとして区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番から14ページ6番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番 (発言を求める。)

議長 9番 (発言を許可する。)

9番 整理番号2番から6番までご説明いたします。整理番号2番と3番については利用権の設定を受ける者が同一であり、会社を退職して水稻を中心に農業をやっていききたいということでそれぞれ借り受けることとなった案件です。整理番号4番と5番についても利用権の設定を受ける者が同一であります。鳥川にカット野菜の工場をもっておりまして、農地を借りたいとのことでした。整理番号4番については利用権を設定する者から農地

を貸したいという申し出が委員にあり、それと共に隣接している整理番号5番の農地も農業振興公社を通して貸借するように整えた案件です。整理番号6番については利用権を設定する者が高齢で耕作ができないため貸借することとなった案件です。区域協議会では問題なしと判断されましたのでご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号7番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける者はネギを中心として、野菜類を10町歩ほど耕作している法人でございます。利用権の設定をする者が農業振興公社に農地を貸したいという希望を出して貸借に至った案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 15ページの区域番号6番、整理番号8番から17ページの13番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号8番から13番までについてご説明いたします。整理番号8番の利用権の設定を受ける者については、小田地区で広く農地を借りて水稻を耕作している方です。利用権を設定する者は昨年まで耕作しておりましたが、今年に入り体調を悪くされて、使用貸借でお願いしたという案件です。整理番号9番につきましては利用権を設定する者が高齢のために、利用権の設定を受ける者にお願いしたという案件です。整理番号10番につきましては利用権の設定を受ける者は避難してきておりましたが、下鳥渡に住宅を構え、家族で数町歩ほど水稻を耕作している方です。利用権を設定する者の父親が亡くなり、相続した農地を借りてもらうようお願いした案件です。また整理番号11番、12番についても整理番号10番の利用権を設定する者の父親が借りていた農地をお願いした案件です。整理番号13番については利用権を設定する者が高齢であり、耕作できないためお願いした案件です。以上よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 18ページの区域番号7番、整理番号14番から19ページの19番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	まず整理番号14番、15番、16番について利用権の設定を受ける者が同じであり、吾妻地区を中心に幅広く水稻・果樹の栽培を行っております。吾妻地区で耕作放棄地解消のため頑張っていたいただいている会社でございます。整理番号14番、15番の利用権を設定する者は親子関係となっております。もともとは息子が退職後に果樹を耕作しておりましたが怪我により耕作が困難となり、借り受けてもらうこととなりました。整理番号16番については、利用権を設定する者が相続等により名義が変わりましたが、以前より借り受けてもらっている案件です。整理番号17番は農業委員のあっせんによる案件でありまして、この度新規就農の利用権の設定を受ける者が梨を耕作するという案件でございます。整理番号18番、19番は利用権の設定を受ける者の耕作地のすぐ近くにあります農地を借り受けて耕作するというものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断されました、ご審議お願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は原案のとおり決定いたします。
農地係長	次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。 議案書の20ページをご覧ください。議案第7号 非農地判定についての案件は、福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領に基づき、農地法第30条の規定による農地の利用状況調査において、現況が森林の様相を呈しており、農地としての要件を満たす状態でないことを確認したものです。 区域番号1番、整理番号1番から5番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	3番（発言を許可する。）
3番	整理番号1番から5番までの5件についてご説明いたします。5件とも蚕を生産する桑畑がございましたが、養蚕業の衰退等により過疎化が進みまして山林化となりました。現地調査の結果山林と認められ、区域協議会では問題なしと判断されましたのでご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号5番の所有者は調査書に記載のある立会人の委員と同一人物ですか。
3番	議長3番（発言を求める。）

議長	3番（発言を許可する。）
3番	同一人物でございます。今回の案件の土地に関しては、川に阻まれた向かい側にある農地であり、農機具等も進入できない農地のため山林化したものと思われま。
18番	議長18番（発言を求め。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	同一人物ということのようですが事務手続き上、案件の当事者とその調査の立会人が同一というのは問題がないのでしょうか。
議長	事務局から説明をお願いいたします。
農地係長	問題はないと思いますが、好ましくはないと考えます。今後審査に影響がないように事務局内でも再度確認しながら調査を行っていきたいと考えます。
18番	議長18番（発言を求め。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	やむをえない事情があれば、自分の土地を自分で判断しても問題ないということでしょうか。
2番	議長2番（発言を求め。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	一連の土地に関しては農地パトロールで山林化されているということが区域協議会で判断されております。そのため調査書等には所有者本人の名前で載ってはいますが、判断は区域協議会で行っておりますので問題ないと考えます。
18番	議長18番（発言を求め。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	現地は山林化しているということで判断いただいたとは思いますが、農地パトロールを行って判断したのであれば、同行した農業委員及び農地利用最適化推進委員の名前も調査書の立会人欄に記載あればよかったですのではないかと思いますがいかがでしょうか。
事務局長	議長事務局（発言を求め。）
議長	事務局（発言を許可する。）
事務局長	今回の審査に当たって18番と2番から意見が上がりましたが、直接この審議に関して議事参与に係るものではないと考えております。2番からの意見の通り、農地パトロールの中で山林化を判断するというのも事実で区域の意見として問題なしと判断されております。ただ18番から意見の上があったとおり、この調査の立会人というのがこの時点では一人しかいなかったということもありまして、所有者と同一でなおかつ1名しか記載できなかった点に関しては区域で判断しているという点を踏まえて表現を変えていきたいということを考えております。但しこの案件につきましては区域で判断したという意見を基に審議をしたいと考えております。
議長	18番は今の説明でよろしいでしょうか。
18番	後々問題にならないように調整をいただきたいと思ひます。
議長	他にご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	21ページ区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号6番と7番についてご説明いたします。令和2年と令和4年にそれぞれ現地を調査しておりまして、付近の山林と一体化していることを確認しております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号8番から23ページの23番までの16件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号8番から23番までの16件についてご説明いたします。一連の農地は以前までももの生産組合の園地でしたが、鳥獣害の被害によって昭和の終わりごろから、生産を撤退する方が多くなりました。一昨年から計3回農地パトロールを実施しておりまして、飯坂区域の委員全員で現地の山林化を確認しております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 24ページの区域番号7番、整理番号24番から26ページの39番までの16件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号24番から39番までの16件ですが、農地パトロールで山林化を確認した農地のうち、所有者が確定できた農地にかかる判断になります。場所は町庭坂及び在庭坂地内になっております。調査の結果はいずれも数十年間手つかずであり山林化となっております。以前は桑畑として利用されていた痕跡もありましたが現在は近くに農地もありません。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 非農地判定についての案件は、整理番号1番から39番までの39件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第8号について審議いたしますが、この議案につきましては、経営近代化対策小委員会に付託した案件ですので、小委員会における経過について、先に経営近代化

- 対策小委員会委員長から報告をお願いします。
- 18番 議案第8号 令和5年度農作業賃金・農作業料金標準額については、昨年11月の第29回総会において、経営近代化対策小委員会に取りまとめを付託された案件でございます。その後、実態調査を行いまして、1月18日開催された第31回総会終了後に、小委員会を開催いたしました。委員の皆様方や地域の農家の方からの実態調査の結果をもとに、県内各市町の標準額、消費者物価指数、最低賃金等の動向等も踏まえて検討をいたしました結果、令和5年度については議案第8号のとおり取りまとめましたので報告いたします。以上です。
- 議長 只今、小委員会委員長より小委員会での経過について報告をいただきました。引き続き、議案第8号について、事務局の説明を求めます。
- 次長 議案第8号 令和5年度農作業賃金・農作業料金標準額については只今小委員会委員長よりご説明をいただいておりますとおりでございますが、詳細につきましては「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 〔異議なし〕の声
- 議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
- 〔異議なし〕の声
- 議長 異議なしと認め、議案第8号 令和5年度農作業賃金・農作業料金標準額について、原案のとおり決定いたします。
- 次に、報告を事務局よりお願いします。
- 農地係長 報告は、議案書29ページ報告第1号から41ページ報告第5号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。
- 議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
- 閉会の前に事務局にお尋ねします。
- 前回の総会で、営農型太陽光発電事業の転用審査にあたって、農業委員会で対応が困難な課題などについて、関係機関へ意見要望として伝えることができないか、方法も含めて事務局に検討をお願いしていましたが、事務局の考えがまとまっていればお聞かせください。
- 農地係長 それでは、本日お配りいたしました資料により説明をさせていただきます。
- 令和5年度早々に、県の農業会議で各農業委員会の要望をとりまとめる予定となっております。ここでの意見は県の常設審議委員会で審議をされ、県知事への意見要望となります。さらには、別途、国への意見要望ともなることから、事務局としては、単独で対応していくよりも、組織での働きかけができた方が良いのではないかと考え、県農業会議の取りまとめ時に意見を述べていきたいと考えております。
- 内容としましては、一つに、異常気象による雨量計算方法などについて、近年の異常気象を加味した基準の策定や、さらには基準の見直し期間の短縮などを求めていきたいと考えています。
- 二つ目には、事業面積が大規模な場合の審査に関して、今回の案件では転用面積が4ha未満であることから市農業委員会が許可権者となりますが、大規模な事業に対しては

単独市で判断するには大変難しい事案となることから、通常の転用とは別に県許可も含めた審査基準についての検討をお願いしたいと考えます。

また、市役所内の相談窓口等については、市に対しては昨年10月に意見書を提出していることや、同じ行政機関内での意見要望となることなどから、営農型太陽光発電事業に関しては、農業委員会が窓口となり、必要に応じて関係機関を交えた情報共有を行っていきたいと考えています。

今回の営農型太陽光発電事業で、情報共有のための会議等も開催されていることから、その会議を活かしながら意見交換ができる体制整備をまずは図っていきたいと思います。

議長

事務局には今後の取り組みをよろしくお願いします。

会長職務代理

それでは、閉会のことばを、大宮会長職務代理よりお願いいたします。

(会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第33回総会を終了いたします。

(午後3時10分)

令和5年2月17日

これは、福島市農業委員会第33回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人12番 _____

議事録署名人24番 _____